

新・組織アドバイザーを紹介します!

労働組合づくりや結成して間もない労働組合のサポート活動を強化するため、6月21日から阿部組織アドバイザーが新たに加わりました。今後は4名で組織拡大や未組織勤労者の支援活動にあたっていきます。



あべ さかえ
阿部 栄

右奥から時計まわりに
阿部・今井・杉戸・高橋
組織アドバイザー

先輩アドバイザー3名の方々とともに役割を果たしていきたいと思えます。皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。



早くもチームワークばっちりの4人

群馬労働局と実務担当者会議を実施!

7月18日、連合群馬および労働局の実務者会議が開催されました。

労働局から、最近の労働行政の動向について説明が行われるとともに、①労働相談対応、②労働災害多発分野における対策、③メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、④最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業、⑤障害者雇用対策・精神障害者雇用義務、⑥中小企業への就職支援、⑦改正育児・介護休業法など、生活者の視点から労働行政の取り組み強化に向け意見を提起しました。



労働行政の取り組み強化を

経営者協会との意見交換を実施!

7月3日、連合群馬および群馬県経営者協会の四役による意見交換が開催されました。

意見交換では労使合同提言による成果として、①インターンシップ事例集、②企業に入社した若者を定着させるための取り組みに係る調査研究状況について共有し、新たな労使合同提言に向け連携を行うことが確認されました。また、県民意識調査の速報値の雇用労働分野に絞りこみ、全体結果と企業・団体役員結果を対比させ、意識の相違などについて共有するとともに、政策制度提言に向けた意見交換を行いました。



調査結果にもとづいた意見交換

青年・女性委員会合同

「情報交換会」参加募集

労働運動を担う次代のリーダー育成として「情報交換会」を開催します。産別・単組の次代を担う役員相互の交流と、各組織での活動の共有を行い、今後の取り組みにつなげることを目的としています。

積極的な参加をお願いします。

■ 日 時：2012年9月28日（金）14：00～
29日（土）11：30

■ 場 所：やまびこ荘

群馬県多野郡上野村榎原塩ノ沢888

■ 募集締切：2012年9月14日（金）

※産別を通じてお申し込みください

■ 問い合わせ 青年委員会担当/金子・萩原



改正育児・介護休業法

～労働者が100人以下の企業も全面施行となりました～

「改正育児・介護休業法」が、7月1日より労働者が100人以下の中小企業にも全面施行されました。これまで猶予されていた、①短時間勤務制度、②所定外労働の制限、③介護休暇が適用になります。就業規則をもう一度確認しましょう!

育児・介護休業法 改正後の主な適用制度



①短時間勤務制度

1日の所定労働時間を原則6時間とし、3歳に満たない子を養育する労働者は利用できます。

②所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する労働者が申し出た場合は、時間外労働は免除されます。

③介護休暇制度

対象家族1人につき年5日まで、年10日を上限に取得できます。

④育児休業制度（パパ・ママ育休プラス）

これまで1歳まで取得できる権利が、両親ともに取得した場合は1歳2カ月までとなりました。

⑤介護休業制度

対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができます。

⑥子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できます。